

19. 不拡散体制

主要国の軍縮・不拡散体制

平成17年9月

	核兵器					生物・化学兵器		通常兵器		弾道ミサイル	不拡散レジーム				相互防衛 イデオロギイ	参考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	NPT	保障措 置協定	IAEA	IAEA 議定書	CTBT	核軍縮決議 追加 03年04年	BWC	CWC	オタワ 条約	CCW	HCOC	WA	MTCR	AG	NSG	ザンガー	PSI	ASEAN	ARF																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		#	×	○	△	◎			×											○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○	△	◎	×	○

【凡例】 ◎:共同提案 ○:批准、賛成、参加等 △:署名済・未批准、棄権 ×:未署名、反対、未参加等 +:自発的保障措置協定 井:その他の保障措置協定 網掛け:CTBT発効要件国
 (注)北朝鮮は2003年1月10日、NPTからの脱退通知の中断」を撤回し、よって北朝鮮のNPT脱退が即時発効する旨を宣言したが、我が国としては、北朝鮮の脱退通告がNPTの規定に則って適正に行われたか否かについては、疑義があると考えている。
 PSIについて、○はハイレベルな門戸開放参加国、△はPSIに對する支持を公式に表明していることを表す。

	核兵器					生物・化学兵器		通常兵器		弾道ミサイル	不拡散レジーム				新しい不拡散イニシアチブ	参考	
	NPT	保障措置協定	IAEA 追加協定書	CTBT 03年04年	核軍縮決議	BWC	CWC	オタワ条約	CCW		WA	MTCR	AG	NSG	ザンガー	NATO	EU
アイスランド	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	×	×	○	×
アイルランド	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
アルバニア	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
アルメニア	○	○	○	△	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
英国	○	+	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イタリア	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウクライナ	○	○	○	△	◎	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×	×
ウズベキスタン	○	○	○	○	◎	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
エストニア	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○
オーストリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
オランダ	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カザフスタン	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
キプロス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○
キルギス	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ギリシャ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
グルジア	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
クロアチア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
スイス	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×	×
スウェーデン	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×	○
スペイン	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スロバキア	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○
スロベニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○
セルビア・モンテネグロ	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	△	×	×
タジキスタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
チェコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	△	○	○
デンマーク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドイツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

欧州・中央アジア

【凡例】◎共同提案 ○批准、賛成、参加等 △署名済・未批准、棄権 ×未署名、反対、未参加等 +自発的保証措置協定 #その他の保証措置協定 *ニュートラム加盟国 網掛けCTBT発効要件国
 (注) PSIについて、○はオプレーション専門家会合参加国、△はPSIに対する支持を公式に表明していることを表す。

	核兵器						生物・化学兵器		通常兵器		弾道ミサイル	不拡散レジーム					新しい不拡散イニシアチブ	参考	
	NPT	保障措置協定	IAEA調定書	IAEA認定書	CTBT追加議定書	核軍縮決議03年 04年	BWC	CWC	オタワ条約	CCW	HCOC	WA	MTCR	AG	NSGザンガー	PSI	NATO	EU	
欧州・中央アジア	トルクメニスタン	○	△	×	△	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	ノルウェー	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
	フィンランド	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	△	×	○
	フランス	○	+	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ブルガリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×
	ベラルーシ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	△	×	×
	ベルギー	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
	オーストリア	○	○	×	○	△	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	△	×	×
	ポーランド	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ポルトガル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	マケドニア	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	△	×	×
	ラトビア	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	△	○	○
	リヒテンシュタイン	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	リトアニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	△	○	○
	ルーマニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	△	○	×
	ルクセンブルグ	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
中東	ロシア	○	+	○	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	アフガニスタン	○	○	○	○	◎	○	○	○	△	○	×	×	×	×	×	×		
	アラブ首長国連邦	○	○	○	×	○	△	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	イエメン	○	○	○	×	△	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×		
	イスラエル	×	#	○	×	△	×	△	×	○	×	×	×	×	×	×	△		
	イラク	○	○	○	×	—	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	△		
	イラン	○	○	○	△	△	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	オマーン	○	△	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	カタール	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	△		
	クウェート	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×		

【凡例】◎共同提案 ○批准、署名、参加等 △署名済、未批准、棄権 ×未署名、反対、未参加等 +自発的保障措置協定 #その他の保障措置協定 *ニューラトム加盟国 網掛けCTBT発効要件国
 (注) PSIについて、○はハイレベル専門委員会が正式に表明していることを表す。

	核兵器					生物・化学兵器		通常兵器		弾道ミサイル	不拡散レジーム			新しい不拡散イニシアチブ	参考
	NPT	保障措置協定	IAEA 追加議定書	IAEA 追加議定書	核軍縮決議 CTBT 03年 04年	BWC CWC	オタワ条約	CCW	HCOC	WA MTCR AG	NSG	ザンガー	PSI		
サウジアラビア	○	△	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	NATO
シリア	○	○	○	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	
トルコ	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
バーレーン	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
ヨルダン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○
レバノン	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
アルジェリア	○	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
アンゴラ	○	×	×	×	△	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
ウガンダ	○	△	○	△	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○
エジプト	○	○	○	×	△	△	×	△	×	×	×	×	×	×	
エチオピア	○	○	○	×	△	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
カメルーン	○	○	○	△	△	×	○	×	○	×	×	×	×	×	
ケニア	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○
コートジボワール	○	○	×	×	○	△	○	×	×	×	×	×	×	×	
コンゴ(共)	○	×	×	×	△	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
コンゴ(民)	○	○	○	○	○	○	△	×	×	×	×	×	×	×	
ジンバブエ	○	○	○	×	△	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
スーダン	○	○	○	×	△	○	○	△	×	×	×	×	×	×	
タンザニア	○	○	○	○	○	△	○	×	○	×	×	×	×	×	○
チュニジア	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	△	
ナイジェリア	○	○	○	△	○	○	○	△	○	×	×	×	×	×	○
南アフリカ	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×	×	○	×	×	
モロッコ	○	○	○	△	○	○	○	×	○	×	×	×	×	△	○
リビア	○	○	○	△	○	○	○	×	○	×	×	×	×	△	
アメリカ	○	+	○	△	△	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
カナダ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

【凡例】 ◎共同提案 ○批准、賛成、参加等 △署名済・未批准、棄権 ×未署名、反対、未参加等 +自発的保障措置協定 #その他の保障措置協定 網掛け:CTBT発効要件国
 (注)PSIについて、○はオペレーティング専門家会合参加国、△はPSIに対する支持を公式に表明していることを表す。

	核兵器						生物・化学兵器	通常兵器		人道ミサイル	不拡散レジーム					新しい不拡散イニシアチブ	
	NPT	保障措置協定	IAEA 協定	IAEA 追加協定	CTBT 03年04年	核軍縮決議	BWC/CWC	オタワ条約	CCW	HCOC	WA	MTCR	AG	NSG	ザンガー		
アルゼンチン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
ウルグアイ	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
エクアドル	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
エルサルバドル	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
キューバ	○	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
グアテマラ	○	○	○	△	△	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
コスタリカ	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
コロンビア	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
チリ	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
ニカラグア	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ハイチ	○	△	○	△	△	○	△	△	×	×	○	○	○	○	○	○	×
パナマ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
パラグアイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ブラジル	○	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
ベネズエラ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
ペルー	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
ボリビア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
ホンジュラス	○	○	○	○	○	◎	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×
メキシコ	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

中南米

中南米

【凡例】 ◎:共同提案 ○:批准、賛成、参加等 △:署名済・未批准、棄権 ×:未署名、反対、未参加等 +:自発的保障措置協定 #:その他の保障措置協定 網掛け:CTBT発効要件国

(注)PSIについて、○はオレーション専門委員会参加国、△はPSIに対する支持を公式に表明していることを表す。

International Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation

Preamble

The Subscribing States:

Reaffirming their commitment to the United Nations Charter;

Stressing the role and responsibility of the United Nations in the field of international peace and security;

Recalling the widespread concern about the proliferation of weapons of mass destruction and their means of delivery;

Recognizing the increasing regional and global security challenges caused, inter alia, by the ongoing proliferation of Ballistic Missile systems capable of delivering weapons of mass destruction;

Seeking to promote the security of all states by fostering mutual trust through the implementation of political and diplomatic measures;

Having taken into account regional and national security considerations;

Believing that an International Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation will contribute to the process of strengthening existing national and international security arrangements and disarmament and non-proliferation objectives and mechanisms;

Recognising that subscribing States may wish to consider engaging in co-operative measures among themselves to this end;

1. Adopt this International Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation (hereinafter referred to as 'the Code');

2. Resolve to respect the following Principles:

a) Recognition of the need comprehensively to prevent and curb the proliferation of Ballistic Missile systems capable of delivering weapons of mass destruction and the need to continue pursuing appropriate international endeavours, including through the Code;

b) Recognition of the importance of strengthening, and gaining wider adherence to, multilateral disarmament and non-proliferation mechanisms;

c) Recognition that adherence to, and full compliance with, international arms control, disarmament and non-proliferation norms help build confidence as to the peaceful intentions of states;

d) Recognition that participation in this Code is voluntary and open to all States;

e) Confirmation of their commitment to the United Nations Declaration on International Cooperation in the Exploration and Use of Outer Space for the Benefit and in the Interest of All States taking into particular Account the Needs of Developing Countries, adopted by the United Nations General Assembly (Resolution 51/122 of 13 December 1996);

f) Recognition that states should not be excluded from utilising the benefits of space for peaceful purposes, but that, in reaping such benefits and in conducting related cooperation, they must not contribute to the proliferation of Ballistic Missiles capable of delivering weapons of mass destruction;

g) Recognition that Space Launch Vehicle programmes should not be used to conceal Ballistic Missile programmes;

h) Recognition of the necessity of appropriate transparency measures on Ballistic Missile programmes and Space Launch Vehicle programmes in order to increase confidence and to promote non-proliferation of Ballistic Missiles and Ballistic Missile technology;

3. Resolve to implement the following General Measures:

a) To ratify, accede to or otherwise abide by:

- the Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies (1967),
- the Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects (1972), and
- the Convention on Registration of Objects Launched into Outer Space (1975);

b) To curb and prevent the proliferation of Ballistic Missiles capable of delivering weapons of mass destruction, both at a global and regional level, through multilateral, bilateral and national endeavours;

c) To exercise maximum possible restraint in the development, testing and deployment of Ballistic Missiles capable of delivering weapons of mass destruction, including, where possible, to reduce national holdings of such missiles, in the interest of global and regional peace and security;

d) To exercise the necessary vigilance in the consideration of assistance to Space Launch Vehicle programmes in any other country so as to prevent contributing to delivery systems for weapons of mass destruction, considering that such programmes may be used to conceal Ballistic Missile programmes;

e) Not to contribute to, support or assist any Ballistic Missile programme in countries which might be developing or acquiring weapons of mass destruction in contravention of norms established by, and of those countries' obligations under, international disarmament and non-proliferation treaties;

4. Resolve to implement the following:

a) Transparency measures as follows, with an appropriate and sufficient degree of detail to increase confidence and to promote non-proliferation of Ballistic Missiles capable of delivering weapons of mass destruction:

i) With respect to Ballistic Missile programmes to:

- make an annual declaration providing an outline of their Ballistic Missile policies. Examples of openness in such declarations might be relevant information on Ballistic Missile systems and land (test-) launch sites;

- provide annual information on the number and generic class of Ballistic Missiles launched during the preceding year, as declared in conformity with the pre-launch notification mechanism referred to hereunder, in tiret iii);

ii) With respect to expendable Space Launch Vehicle programmes, and consistent with commercial and economic confidentiality principles, to:

- make an annual declaration providing an outline of their Space Launch Vehicle policies and land (test-) launch sites;
- provide annual information on the number and generic class of Space Launch Vehicles launched during the preceding year, as declared in conformity with the pre-launch notification mechanism referred to hereunder, in tiret iii);
- consider, on a voluntary basis (including on the degree of access permitted), inviting international observers to their land (test-) launch sites;

iii) With respect to their Ballistic Missile and Space Launch Vehicle programmes to:

- exchange pre-launch notifications on their Ballistic Missile and Space Launch Vehicle launches and test flights. These notifications should include such information as the generic class of the Ballistic Missile or Space Launch Vehicle, the planned launch notification window, the launch area and the planned direction;

b) Subscribing States could, as appropriate and on a voluntary basis, develop bilateral or regional transparency measures, in addition to those above.

c) Implementation of the above Confidence Building Measures does not serve as justification for the programmes to which these Confidence Building Measures apply;

5. Organisational aspects

Subscribing States determine to:

- Hold regular meetings, annually or as otherwise agreed by Subscribing States;
- Take all decisions, both substantive and procedural, by a consensus of the Subscribing States present;

c) Use these meetings to define, review and further develop the workings of the Code, including in such ways as:

- establishing procedures regarding the exchange of notifications and other information in the framework of the Code;
- establishing an appropriate mechanism for the voluntary resolution of questions arising from national declarations, and/or questions pertaining to Ballistic Missile and/or Space Launch Vehicle programmes;
- naming of a Subscribing State to serve as an immediate central contact for collecting and disseminating Confidence Building Measures submissions, receiving and announcing the subscription of additional States, and other tasks as agreed by Subscribing States; and
- others as may be agreed by the Subscribing States, including possible amendments to the Code.

拡散に対する安全保障構想（P S I）

阻止原則宣言（仮抄訳）

拡散に対する安全保障構想（P S I）は、大量破壊兵器並びにその運搬手段及び関連物資（以下、「大量破壊兵器等」）の世界的な拡散によって増大しつつある挑戦への対応である。P S Iは、大量破壊兵器等の拡散防止のための既存の条約及び制度を含む国際社会による努力をその基礎としている。P S Iは、すべての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全への脅威であると宣言し、国連加盟国による拡散防止の必要性を強調した1992年1月の国連安全保障理事会議長声明と合致しており、かつ、その実施における一つのステップである。また、P S Iは、大量破壊兵器等の拡散防止のためにより一貫しかつ調整された努力が必要である旨表明した最近のG8及びEUのステートメントとも合致している。P S I参加国は、この脅威及び大量破壊兵器等がテロリストの手に渡ることの危険性につき深く懸念し、大量破壊兵器等の拡散懸念国家・非国家主体（以下、「拡散懸念国等」）への流れ及び拡散懸念国等からの流れを断ち切るための努力を共同で行うことにつきコミットする。

P S Iは、不拡散に利害を有し、海・空・陸において大量破壊兵器等の流れを断ち切るための措置をとる能力及び意志を有するすべての国家が、何らかの形で関与することを求める。また、P S Iは、その船舶、国旗、港湾、領海、領空及び領土が拡散懸念国等によって拡散目的のために使用される可能性のあるいかなる国の協力も求めている。既存の不拡散規範の外に留まり、かつ抜け穴を利用し、そうした取引によって利益を得ようとする拡散者による攻撃性を増す努力は、国際社会による新たなかつより強力な行動を必要としている。以下の「阻止原則」に示されているとおり、我々は、全ての関係国と共に、これらの国がとり得、とる意志のあるP S Iを支持するための措置について取り組んでいくことを期待している。

拡散に対する安全保障構想（P S I）のための阻止原則

P S I参加国は、国内法並びに国連安保理を含む関連する国際法及び国際的な枠組みに従い、大量破壊兵器等の拡散懸念国等への及び拡散懸念国等からの輸送を阻止するためのより調整され効果的な基礎を構築するために、以下の阻止原則にコミットする。P S I参加国は、国際の平和と安全に対するかかる脅威に懸念を有するすべての国が同様に阻止原則にコミットするよう呼びかける。

1. 単独又は他国と協調して、拡散懸念国等への及び拡散懸念国等からの大量破壊兵器等の移転及び輸送を阻止するために、効果的な措置をとる。拡散懸念国等とは、一般的に、

(a) 化学、生物、及び核兵器並びにそれらの運搬手段の開発又は獲得への努力、又は (b) 大量破壊兵器等の移転（売却、受領及び促進）を通じ、拡散に従事しているとしてP S I参加国が阻止対象とすべきことを確定する国家又は非国家主体を指す。

2. 本イニシアティブの一環として他国より提供される機密情報の秘密を保全しつつ疑惑のある拡散活動に関連する情報の迅速な交換のため合理化された手続きをとる、阻止オペレーション及び阻止能力のために適切な資源及び努力を投入する、阻止努力における参加国間の調整を最大化する。

3. これらの目的を達成するため、必要に応じて、関連する国内法を見直すと共にその強化に努力する。また、これらのコミットメントを支持するため、必要な場合には、適切な方法によって関連する国際法及び国際的枠組みを強化するために努力する。

4. 各国の国内法権限が許容する限りにおいて、国際法及び国際的な枠組みの下での義務に合致して、大量破壊兵器等の貨物に関する阻止努力を支援するために、以下を含む具体的な行動を取る。

a. 拡散懸念国等への又は拡散懸念国等からのかかる貨物の輸送及び輸送協力は行わない。また、自国の管轄権に服する何人にもこれを許可しない。

b. 自国の発意又は他国の要請若しくは理由の提示に基づき、自国籍船舶が拡散懸念国等との間で大量破壊兵器等を輸送していると疑うに足る合理的な理由がある場合には、内水、領海、及び他国の領海を越えた海域において乗船し立入検査するための措置をとり、確認された関連貨物を押収する。

c. 適切な状況の下で、他国による自国籍船舶への乗船、立入検査及び、当該国に確認される場合には、当該船舶における関連貨物の押収につき同意を与えるよう真剣に考慮する。

d. 以下のために適切な行動をとる。(1) 拡散懸念国等へあるいは拡散懸念国等から大量破壊兵器等の貨物を運搬していると合理的に疑われる場合、内水、領海、接続水域（宣言されている場合）において停船および立入検査し、発見された関連貨物を押収する、(b) 大量破壊兵器等の貨物を運搬していると合理的に疑われ、その港、内水及び領海に入ろうとしあるいは出ようとする船舶に対し、乗船、立入検査を求め、関連物資の押収を行う等の条件を付ける。

e. 自国の発意又は他国の要請若しくは証拠提示に基づき、(1) 拡散懸念国等へ又は拡散懸念国から大量破壊兵器等の貨物を運搬していると疑うに足る合理的な理由があり、自国領空を通航している航空機に対し、検査のため着陸を求め、確認される場合にはかかる貨物を押収する、又は(2) かかる貨物を運搬していると疑うに足る合理的な理由がある航空機に対して、事前に自国領空の通航権を拒否する。

f. 港湾、空港その他の施設が拡散懸念国等への又は拡散懸念国等からの大量破壊兵器等の貨物運搬の中継地点として使用される場合には、かかる貨物を運搬していると疑うに足る合理的な理由がある船舶、航空機その他の輸送手段を検査し、確信される場合には、当該貨物を押収する。

「拡散に対する安全保障構想」(PSI) 海上阻止訓練「チーム・サムライ04」
(概要と評価)

平成16年10月28日

1. 概要

(1) 日程

10月25日(月) シナリオに基づく海上阻止訓練事前会合

(於・横浜海上防災基地)

26日(火) シナリオに基づく海上阻止訓練(於・相模湾沖合)

27日(水) シナリオに基づく海上阻止訓練事後レビュー会合

(於・海上自衛隊横須賀地区)

乗船・立入検査に関する展示訓練(於・横須賀港内(注))

(注) 当初、横須賀港外を予定していたが、海面状況により港内にて実施。

(2) 我が国の参加態様

(イ) 外務省：日程・参加勢力・シナリオ等に関する総合的な調整。

(ロ) 海上保安庁：シナリオに基づく海上阻止訓練において、容疑船舶に対する追跡・停船・乗船・搜索・押収等の法執行活動の実施。

(ハ) 防衛庁・自衛隊：シナリオに基づく海上阻止訓練において、艦船や航空機による搜索・監視等の警戒監視活動の実施。これに加えて、乗船・立入検査に関する展示訓練を実施。

(3) 参加国：全22カ国

◇艦船等参加国：4カ国(日、米、豪、仏)

◇オブザーバー参加国：18カ国

(英、独、伊、蘭、スペイン、ポーランド、カナダ、ギリシャ、シンガポール、ロシア、トルコ、スウェーデン、ニュージーランド、タイ、フィリピン、カンボジア、ポルトガル、ノルウェー)

【ポイント】

① 全てのPSIコア・グループ国が何らかの形で参加した。(日、米、仏、豪は艦船等を参加させ、その他の11カ国はオブザーバーを派遣。)

② アジアからは、すでにコア・グループに参加しているシンガポールのほかに、カンボジア、フィリピン、タイが初参加した。

◎なお、米はジョン・ボルトン国務次官(軍備管理・国際安全保障担当)をはじめとするハイ・レベルのオブザーバーを派遣。

(4) 訓練シナリオ概要

- 某テロ組織が日本でのテロ攻撃を行おうとしている可能性がある状況で、日本国籍の容疑船舶が米国籍の容疑船舶からサリン関連物質と疑われる貨物を譲り受けようとしているとの情報を入手。官邸で情報収集体制の強化等を確認。海保庁は日本国籍の容疑船舶の搜索差押許可状の発布を受ける。
- 自衛隊哨戒機が、航行中の米国籍の容疑船舶を公海上で発見、関係機関に通報。自衛隊及び海保庁が監視を継続。
- 日本国籍及び米国籍容疑船舶が接近し、それぞれの船舶の船員が公海上で容疑物資の積み替えを開始。積み替えを阻止するため、海保庁巡視船が接近を試みたところ、両船舶は積み替えを中断し逃走。
- 日本国籍の容疑船舶は、公海上で海保庁巡視船が停船させ、海保庁の部隊が乗船、搜索し、容疑物資を発見。簡易鑑定の結果、サリンであることが確認されたため、差押え。最寄りの港に回航し、容疑物資の分析を実施した結果、サリンであることが確定。容疑者を身柄付き送致。
- 米国籍の容疑船舶は、海保庁及び海自からの情報に基づき、公海上で米及び米より要請を受けた豪・仏の艦船が追跡。米が容疑船舶を公海上で停船させ、豪、仏に対し、容疑物資の搜索への支援を要請し、合同搜索の結果、容疑物資を確保。米が容疑物資を分析及び海保庁からの情報と照合し、サリンであることが確定したため、これを押収。

(参考) 拡散に対する安全保障構想(PSI)

- 国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる措置を検討する取組。ブッシュ米大統領が2003年5月に発表。
- PSIは、「コア・グループ」と呼ばれるグループ国が運営。局長級が出席する総会、及び局次長級の専門家会合を開催してきている。
(現在、コア・グループには、日、米、英、伊、蘭、豪、仏、独、スペイン、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、カナダ、ノルウェー、ロシアの15か国が参加。)
- 我が国は、これまで我が国が行ってきた大量破壊兵器・ミサイル不拡散の取り組みに沿ったものとして、PSIに積極的に参加。

2. 評価

- (1) 艦船等を参加させた各国（日、米、豪、仏）の関係機関（海軍、沿岸警備隊、税関）の海上阻止に関する練度が向上し、相互の連携が強化された。
- (2) 全てのPSIコア・グループ国の参加が何らかの形で得られ（日、米、仏、豪以外の11カ国はオブザーバーを派遣）、PSIコア・グループを中心とする拡散阻止に向けた国際的な連帯が示された。
- (3) 今次訓練は、我が国が主催した初めてのPSI阻止訓練であり、我が国のPSIに対する積極的な貢献が内外に強調された。
- (4) アジア大洋州地域からは、すでにコア・グループに参加している豪、シンガポールのほかに、カンボジア、フィリピン、ニュージーランド、タイがPSI阻止訓練に初めて参加するなど、訓練の実施を通じ、アジア大洋州諸国のPSIに対する理解が促進された（アウトリーチ効果）。

第3回アジア不拡散協議（ASTOP）

金田外務副大臣冒頭スピーチ

平成18年2月13日

ご列席の皆様、

本日、第3回アジア不拡散協議が皆様のご出席を得てここに開催されることを、大変喜ばしく思います。この協議に出席するため来日頂いた皆様の心から歓迎申し上げます。

ご列席の皆様、

ASTOP（エーストップ）という名前で知られるこの協議は、2003年11月に立ち上げられた後、本日の協議で3回目を迎えることになります。この協議の目的は、現在の国際社会において、大量破壊兵器、ミサイル、そしてそれらの関連物資や技術の拡散が国際の平和と安全の観点から極めて深刻な懸念事項となっている中で、アジアにおける不拡散への取り組みの強化に貢献することです。この目的を達成するためには、不拡散問題に精通した政策担当者が、専門的立場から忌憚のない意見交換をすることが必要であると考えており、この観点から、多忙の中、本国より来日された方々の参加を特に歓迎いたします。

ご列席の皆様、

第2回ASTOP以降、不拡散分野において、いくつかの注目すべき動きがあります。例えば、昨年7月ビエンチャンで行われたASEAN地域フォーラムでは、大量破壊兵器や運搬手段の拡散が「深刻な安全保障上の挑戦」であり、特にこれらがテロリストの手に渡る可能性が「最も危険な挑戦」と明確に位置付けられました。これはアジアにおける不拡散問題の重要性に対する認識が近年確実に高まっていることを示すものと考えます。

また、北朝鮮の核問題については、昨年9月の第4回六者会合において、北朝鮮による「すべての核兵器と既存の核計画の放棄」を謳った共同声明が採択されました。現在では、その実施の具体的方途が課題となっていますが、残念ながら次回の会合の日程は、現時点では決まっておりません。先週、北京にて行われた日朝包括並行協議の中、核、ミサイル等の安全保障に関する協議においても、遺憾ながら北朝鮮からは何ら前向きな動きは示されませんでした。

イランの核問題については、今月4日のIAEA特別理事会決議において、多数の支

持を得て、国連安保理への報告も含めた国際社会の明確なメッセージが出されるなど、重要な動きが見られました。私自身も、先月末、ロンドンにおいてモッタキ・イラン外務大臣と会談し、イランが累次のＩＡＥＡ理事会決議を履行し、国際社会全体との信頼関係を築くことが重要であることを直接強く申し入れましたが、今後も国際社会がこのような外交的働きかけを継続することが重要であると考えます。

日本は、日本のみならず、アジア全体の安全保障政策の重要な柱の一つとして不拡散政策を重視しています。大量破壊兵器等の拡散を効果的に防止するためには、あらゆる側面において各国が対策を強化し、「拡散者」に対してつけ入るすきを与えないという強いシグナルを送る必要があると考えます。アジアにおいて不拡散体制が強化されることにより、地域の一層の安全と繁栄がもたらされ、さらには、世界の安全保障環境の改善にもつながると確信しています。参加各国による自由闊達な意見交換を通じて、本日の協議が、アジアにおける不拡散体制の強化に向けた重要なステップとなることを祈念し、私の挨拶と致します。

ご静聴ありがとうございました。